

支出番号 1

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年4月1日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経理責任者	今里 朱美	科 目 研修費

下記の金額を支出する。

金 額	¥	2	5	0	0
-----	---	---	---	---	---

上記の金額を受領いたしました。

令和5年4月1日

受領者 住 所 姫路市魚町103

氏 名 今里 朱美

内 訳

播磨政経懇話会会費(4月分)

5,000 × 1/2 = 2,500

領 収 証

姫路市議会
議員 今里 朱美 様

金額

¥ 5,000 -

但し令和5年4月分会費
上記の金額正に領収いたしました

No. _____

2023年 4月 / 日



収 入
印 紙

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

播磨政経懇話会

〒670-0964 姫路市豊沢町78-神戸新聞姫路本社内
電話 (079) 281-1122番代 FAX (079) 281-2118

令和5年(2023年)4月25日

会派代表者	経理責任者
	

議員視察報告書

姫路市議会 無所属
代表 今里 朱美 様

派遣代表者氏名 今里 朱美

下記のとおり、行政視察・講演会等に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日
令和5年4月
- 2 調査地または開催地
ホテル日航姫路
- 3 調査結果または講演会等の概要
人生110年時代を目指す！裏切らない運動 講師：谷本道哉氏
- 4 旅費等 ¥2,500—
 (内訳) 会費 ¥2,500—

※会費5,000円のうち、4月相当分の半額を支出

- 5 添付書類等
配布資料(表紙)

播磨政経懇話会 4 月例会

2023 年 4 月 14 日 (金)

ホテル日航姫路

人生 110 年時代を目指す！裏切らない運動

順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 前任准教授

たにもと みちや
谷本 道哉 氏

プロフィール

1972 年静岡県生まれ。大阪大学工学部卒。東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了後は、国立健康・栄養研究所 特別研究員、東京大学 学術研究員、順天堂大学 博士研究員、近畿大学 講師、准教授を経て現職。専門は筋生理学、身体運動科学。NHK 「みんなで筋肉体操」「筋肉アワー」「おはよう日本」、テレビ朝日「モーニングショー」などでも運動の効果をわかりやすく解説されています。



著書は「スポーツ科学の教科書」(岩波書店)、「筋トレまるわかり大辞典」(ベースボール・マガジン社) など多数。

講演では、健康的な体作りの方法や筋力の大切さについてのお話とともに、中高年からでも始められる筋力トレーニングも実践していただきます。

~~~~~ 5 月例会のお知らせ ~~~~~

日 時	2023 年 5 月 19 日(金)	12:00~12:30 昼食
		12:30~14:00 講演
会 場	ホテル日航姫路	
演 題	「最近の金融・経済情勢について」	
講 師	日本銀行神戸支店長	

竜田 博之 氏

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年4月7日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経 理 責 任 者	今里 朱美	科 目 通信運搬費

下記の金額を支出する。

金 額	¥	4	5	1
-----	---	---	---	---

上記の金額を受領いたしました。

令和5年4月7日

受領者 住 所 姫路市魚町103

氏 名 今里 朱美

内 訳

携帯電話端末購入費 (AQUOSsense7SH53-C)

54,230円1/2×1/60 ※1円未満切捨,原本はR4 No.38

(注) 領収証書を添付のこと。

AQUOS sense7 SH-53C

人気

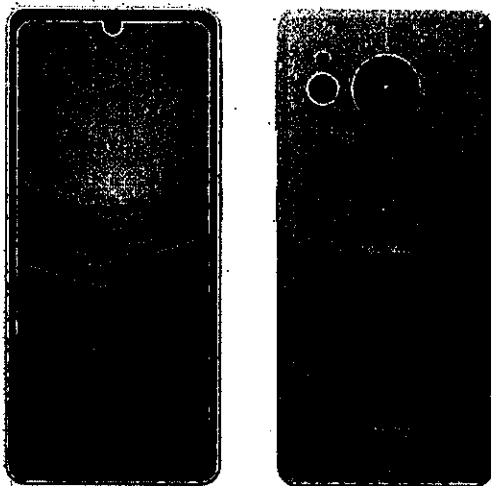
5G対応機種ご購入時の注意事項

予約・購入

製品情報

比較・レビュー

【重要】ahamo契約予定のお客さまへ



限定

在庫なし

在庫あり

在庫あり

在庫あり

カラー：ライトカッパー

購入方法を選ぶ ?

機種変更

新規契約

のりかえ
(MNP)

機種代金を確認する

機種の支払い方法をお選びください

国産技術がなくてもOK!
UJIZO カイロイ コゴロム 分割払い

分割払い

一括払い

料金プランと合わせた月々の支払い額を確認する

支払総額

54,230円

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)	(内手数料)	備考
[Redacted]								
B# 23/01/13	ドコモオンラインショップ	54,230	1	1	54,230			
[Redacted]								
今里 朱美 様		[Redacted]						
# [Redacted]								
<お支払い金額総合計>					104,344			
[Redacted]								
[Redacted]								

3

普通預金 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	5-2-15:振替	*104,344		
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年4月25日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経理責任者	今里 朱美	科 目 研修費

下記の金額を支出する。

金 額	¥8250
-----	-------

上記の金額を受領いたしました。

令和5年4月25日

受領者 住 所 姫路市魚町103

氏 名 今里 朱美

内 訳
内外情勢調査会4月分
16,500×1/2=8,250

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
05-04-0643662		
取扱店	ヒメジ タテマテ	
払込口座		
払込金額	*16,500	料金 *0

口座振替
振替金額 16500

2024年 470-0006
兵庫県姫路市魚町103
姫路市議会議員
今里 朱美 様

記号番号
残高



振替受付票

払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

5月3日～5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します

(注) 領収証書を添付のこと。

令和5年(2023年)4月1日

会派代表者	経理責任者
	

議員派遣承認要請書

姫路市議会 無所属
代表 今里 朱美 様

派遣代表者氏名 今里 朱美

下記事項について、調査・参加したいので、派遣承認されるよう要請します。

記

- 1 調査事項または講演会内容
内外情勢調査会
- 2 実施日
令和5年4月
- 3 調査地または開催地
市内ホテル
姫路キャッスルグランヴィリオホテルほか
- 4 派遣議員の氏名
今里 朱美
- 5 旅費等 ¥8,250—
 (内訳) 会費 ¥8,250—

請求日 5.4.-1

請求番号 [Redacted]

〒113-8588 東京都葛飾区錦町1-5番8号
 一社 日本社外情報調査会
 電話 [Redacted] 参考番号 [Redacted]

請求書

姫路市議会議員
今里 朱美 様



請求金額 16,500円
(消費税等 1,500円を含む)

請求期間 令和5年4月~令和5年4月
(支払期日 令和5年4月30日)

種類	数量	月額	月数	請求金額
会費	1	15,000	1	15,000
	10%	【対象金額】		15,000
		【消費税等】		1,500
				16,500

配信先 (敬称略)

本会の会費は、昭和32年3月22日付国税庁長官通知により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。
 この件についてのお問合せは、姫路支局 までお願い致します。(TEL:079-223-3135)

会派代表者	経理責任者
	

議員視察報告書

姫路市議会 無所属
会長 今里 朱美 様

派遣代表者氏名 今里 朱美

下記のとおり、行政視察・講演会等に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日
令和4年5月
- 2 調査地または開催地
姫路キャッスルグランヴィリオホテル
- 3 調査結果または講演会等の概要
別紙のとおり
- 4 旅費等 ¥8,250—
 (内訳) 会費 ¥8,250—
- 5 添付書類等
配布資料(表紙)

内外情勢調査会 姫路支部 3月懇談会

2023年4月20日(木)
姫路キャッスルグランヴィリオホテル

講師 産経新聞論説委員兼政治部編集委員

あ び る る い
阿比留 瑠比氏

演題 政治とメディアの今



【講師略歴】

福岡県出身。1990年、産経新聞入社。仙台総局、文化部生活班、社会部を経て98年から政治部勤務。政治部では首相官邸、自由党、防衛庁、自民党、外務省などを担当。第1次安倍内閣、鳩山内閣、菅内閣、第2次安倍内閣で首相官邸キャップを務める。主な著書に『総理の誕生』(文藝春秋)『政権交代の悪夢』(新潮新書)、『偏向ざんまい』(産経新聞出版)など。

12:00~12:30 食事
12:30~14:00 講演

<今後の予定>

姫路支部例会

日時：2023年5月17日(水) 12時~14時

会場：姫路キャッスルグランヴィリオホテル

講師：株式会社minitts 代表取締役 中村 朱美(なかむら・あけみ)氏

演題：みんなに必要な新しい働き方 ~仕組みで人を幸せに~

日時：2023年6月5日(月)

17時開始(冒頭1時間講演 ※終了後に懇親会を開催いたします)

会場：姫路キャッスルグランヴィリオホテル

講師：兵庫県知事 齋藤元彦(さいとう・もとひこ)氏

演題：躍動する兵庫 ~新時代への挑戦~ (仮題)

全国懇談会

※現在調整中です

支出番号 4

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年4月25日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経 理 責 任 者	今里 朱美	科 目 資料購入費

下記の金額を支出する。

金 額	¥	1	0	8	9	0
-----	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領いたしました。

令和5年4月25日

受領者 住 所 姫路市魚町103

氏 名 今里 朱美

内 訳

JAMP 時事行財政情報モニタ(令和5年4月1日～4月30日)

R4 No.42(原本)において手数料を110円分過払いのため、R5.4月分から110円減額して支出する。

(注) 領収証書を添付のこと。

〒670-0905

兵庫県姫路市魚町103

姫路市議会議員
今里 朱美

様

お客様番号

請求書

姫路市議会議員
今里 朱美

様

請求日

5.2.-1

請求金額

33,000円

請求番号

(消費税等

3,000円を含む)

請求期間 令和5年2月1日~令和5年4月30日

(支払期日 令和5年4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
姫路支局 (TEL:079-223-3135)

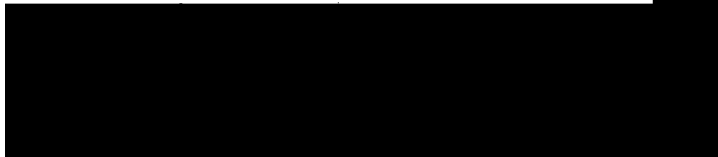
種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額				
JAMP(時事行財政情報モニタ)	姫路市議会議員 今里 朱美	1	10,000	3	30,000				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご利用明細</p> <p>本日はご利用いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥33,000</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥110</td> </tr> </table> <p>お受取人は [Redacted] 様</p> <p>お振込人は 4024369イマサトアケミ 様</p> <p>お取扱日 5. 4. 6 電信振込</p> </div>		お振込金額	¥33,000	振込手数料	¥110	10%	【対象金額】		30,000
お振込金額	¥33,000								
振込手数料	¥110								
			【消費税等】		3,000				

取扱店	機番	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき課可 税務署承認済
45182	5. 4.	612:09	*2723	
銀行番号	店番号	口座番号等		

三井住友銀行

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
 送金手数料はお客様負担をお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
 発行責任者 経理局長 [Redacted] 連絡先 03-3524-6081
 事務担当者 集計部長 [Redacted] 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は [Redacted] です。



〒100-8078
 東京都中央区銀座1丁目15番8号
 株式会社 三井住友銀行 通信
 代表取締役 佐藤 克彦
 電話 03-3524-6081 番代
 (適格)

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年5月8日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経 理 責 任 者	今里 朱美	科 目 資料購入費

下記の金額を支出する。

金 額	¥ 5 5 0
-----	---------

上記の金額を受領いたしました。

令和5年5月8日

受領者 住 所 姫路市安田四丁目1番地

氏 名 今里 朱美

内 訳
播磨時報4月分

領収書

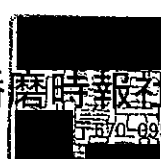
無所属 今里 朱美 様

¥ 550-

購読料 令和5年4月分

令和5年 4月 26日上記正に領収いたしました

株式会社 播磨時報社



姫路市安田4丁目33-9
TEL079-281-0545 FAX079-85-0094

(注) 領収証書を添付のこと。

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年5月22日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経理責任者	今里 朱美	科 目 通信運搬費

下記の金額を支出する。

金 額	¥1855
-----	-------

上記の金額を受領いたしました。

令和5年5月22日

受領者 住所 姫路市安田四丁目1番地

氏 名 今里 朱美

内 訳
議会タブレット通信料(令和5年4月分)

670-8501
兵庫県姫路市安田四丁目1番地

無所属

代表
今里 朱美 様

令和 5年度 所属 11800101500
会計 01 一般会計
細節 85 情報端末使用料負担金
裏面の場所にてお支払いください。

議会事務局総務課
款 85 項 90 目 90 節 93

姫路市長 清元 秀泰



納入通知書兼領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金 額	¥1,855 円
納 期 限	令和 5 年 5 月 31 日

内 容	議会タブレット通信料(令和5年4月分)@1,855円×1人
-----	-------------------------------

発 行 日 令和 5 年 5 月 15 日
管 理 番 号 0031306-011



支出番号 7

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年5月23日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経理責任者	今里 朱美	科 目 運営事務費

下記の金額を支出する。

金 額	¥12980
-----	--------

上記の金額を受領いたしました。

令和5年5月23日

受領者 住 所 姫路市安田四丁目1番地

氏 名 今里 朱美

内 訳
カラー複合機リース料(4月分)

(注) 領収証書を添付のこと。



普通預金兼お借入れ明細

2

*取引明細の「-」は貸付明細を表します。

年月日



15 D 5- 5- 8

12,980 HC)ミツエ`エHBL

- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24

- ※ 証券類のご入金の場合は摘要欄に「他券」「取立」等と日付を表示します。その払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。ただし一部のものについては営業時間後になるものもありますのであらかじめご了承ください。
- ※ 摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「* *」のついたお取引については、後日再記載いたします。

670-0955
兵庫県姫路市
安田4丁目1

お問合せ先
担当支店: 関西営業部 営業一課
電話: 06-6530-7111
(受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)

姫路市議会 今里 朱美

様

105-0008
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

三菱HCビジネスリース株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】

契約番号		リース期間	60ヶ月		
契約種類	リース	リース期間開始日	2021/09/10	リース期間満了日	2026/09/09
販売店名	株式会社 ベンハウス	リース料	11,800円	リース料	637,200円
代表物件名	複合機 ※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	消費税等	1,180円	消費税等	63,720円
		お支払額	12,980円	お支払額	700,920円
		お支払日	7日	お支払方法	口座振替

【お支払引落口座】

金融機関名		預金種目		口座番号	
口座名義人					

【お支払内容】

(単位: 円)

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
19	2023/04	12,980	11,800	1,180	532,180						

【ご連絡事項】

お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
 本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	キャノン	型式	C5735F
	物件設置場所	兵庫県姫路市安田4丁目1		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			

契約書
契約番号

契約上の地位承継に関する申請書兼契約書
 (①新賃借人用または新買主用)

申込日 20 年 月 日

甲および連帯保証人は、原契約の各条項および裏面の「地位承継に関する契約事項」、「個人情報の取得・利用・提供・送達および委託に関する事項」について承諾の上、契約上の地位承継の申請を行います。

新賃借人または新買主(甲)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
 フリガナ エムエスエー 代表者 会長 分里 朱美
 〒670-0905 姫路市魚町103
 フリガナ 魚町103 代表者 会長 分里 朱美

設立年月日 2009年 月 日
 資本金 百万円 ()
 代表者 会長 分里 朱美

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

①新賃借人用または新買主(甲)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
 フリガナ エムエスエー 代表者 会長 分里 朱美
 〒670-0905 姫路市魚町103
 フリガナ 魚町103 代表者 会長 分里 朱美

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

申込日 20 年 月 日

甲および連帯保証人は、原契約の各条項および裏面の「地位承継に関する契約事項」、「個人情報の取得・利用・提供・送達および委託に関する事項」について承諾の上、契約上の地位承継の申請を行います。

新賃借人または新買主(甲)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
 フリガナ エムエスエー 代表者 会長 分里 朱美
 〒670-0905 姫路市魚町103
 フリガナ 魚町103 代表者 会長 分里 朱美

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
 フリガナ エムエスエー 代表者 会長 分里 朱美

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

自己所有 家業所有 社名
 公営住宅 分譲マンション
 賃貸マンション 借家 アパート

住所 居住 居住年数

1. 原契約の内容 (リース契約・借家契約)

開始日・契約日	20 年 9 月 10 日
支払期間・支払日	60 ヶ月・⑦・②⑦・()日
リース料 または 賦払金	13,800 円
消費税等	1,180 円
総額(税込)	12,980 円
(前払リース料)	0 ヶ月分
取付金	13,800 円
消費税等	1,180 円
総額(税込)	12,980 円
支払方法	(前払リース料)
事務手数料	3,500 円

2. 承継内容の表示

承継予定日	20 22 年 3 月 10 日
支払開始・最終月	20 22 年 4 月 ~ 20 26 年 9 月
承継後リース料 または 承継後賦払金	11,800 円
消費税等	1,180 円
総額(税込)	12,980 円
支払方法	(口座振替)
事務手数料	3,500 円

3. 物件の明細 物件は下記の内容または別添の物件明細にて詳細しました。

物件名	複合ビル
所在地	姫路市魚町103
面積	
築年	
用途	
備考	

お寄せの申込みが承認される会社名(乙)

三葉HCビジネスリース株式会社
 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目8番1号

本申請書は三葉HCビジネスリース株式会社の承諾をもって契約上の地位承継に関する契約書となります。なお、甲または甲内およびその連帯保証人は、本契約に関する事務手数料として2.承継内容の表示記載の金額を支払うものとします。

甲および甲内の連帯保証人は、裏面の条項により、引継ぎ中の債務を保証します。

甲の表示に記載の内容は、本契約に記載された内容に基づき、承継日より変更されることがあります。支払日は原契約日となります。

甲および甲内の連帯保証人は、裏面の条項により、引継ぎ中の債務を保証します。

甲の表示に記載の内容は、本契約に記載された内容に基づき、承継日より変更されることがあります。支払日は原契約日となります。

本書面は返送不要です。

3 新賃借人用または新買主用

〒670-8501 姫路市魚町103
 カスタマーセンター
 TEL 043 (333) 7200

(様式第8号)

借 受 台 帳

会派名: 無所属 今里朱美

NO	品名	リース期間	リース金額	政務活動費 充当額	使用場所	借受先業者名	使用者名
1	カラー複合機	2021/9/10から2026/9/9	778,800	778,800	会派控室	日立キヤピタルNBL㈱	会派
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

2021年10月

お取引先様各位

三菱HCビジネスリース株式会社
(旧商号：日立キャピタルNBL株式会社)

商号変更のご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
弊社の親会社でありました日立キャピタル株式会社は、
本年4月1日付で三菱UFJリース株式会社と合併を
通じた経営統合を行い、三菱HCキャピタル株式会社と
なりました。

それに伴い、弊社は本年10月1日に商号を変更
いたしました。

なお、商号変更に伴いお客様に弊社よりお願いする
お手続きはございません。

これを機に社員一同、より一層皆様のお役に立つよう努力
する所存でございます。

何卒これまでにも増してのご支援のほどよろしくお願
い申し上げます。

敬具

記

■商号の変更

(1) 新商号 (英文表記)

三菱HCビジネスリース株式会社
(Mitsubishi HC Business Lease Corporation)

(2) 新商号による営業開始日

2021年10月1日

■口座振替時の通帳印字名の変更

2021年10月以降の通帳印字名が下記のとおり変更となりました。

現在	変更後(2021年10月以降)
HC)JFC-NBL	HC)ミビシHBL
HC)HCNBL株1	HC)MHBL株1
NS)JFC-NBL	NS)ミビシHBL
NS)HCNBL株2	NS)MHBL株1

※現在の通帳印字名が上記以外のお客様につきましては、変更
ございません。

■ご注意点

(1) 弊社商号変更にあたり、お客様に行っていた手続きは
ございません。

(2) 本件ご連絡に関するデータは2021年9月末日時点参照して
おります。中途解約等によりお取り引きが終了となっている
場合がございますことをご了承ください。

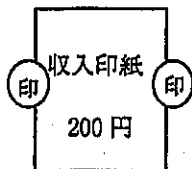
以上

(様式第8号)

借受台帳

会派名: 創政会

NO	品名	リース期間	リース金額	政務活動費 充当額	使用場所	借受先業者名	使用者名
1	カラー複合機	2010/4/15から2015/4/14	995,400	995,400	会派控室	日立キャピタル(株)	会派
2	カラー複合機	2015/4/15から2016/4/14	20,476	20,476	会派控室	日立キャピタル(株)	会派
3	カラー複合機	2016/4/15から2017/4/14	20,476	20,476	会派控室	日立キャピタル(株)	会派
4	カラー複合機	2016/8/26から2021/8/25	920,160	920,160	会派控室	日立キャピタル(株)	会派
5	カラー複合機	2021/9/10から2026/9/9	778,800	778,800	会派控室	日立キャピタルNBL(株)	会派
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							



設定おまかせサポートサービス追加に関する契約書

ご契約者様(以下「甲」という)とキヤノンマーケティングジャパン株式会社(以下「乙」という)とは、以下に記載の機械に関し甲乙間で締結したメンテナンスギャランティ契約、キットギャランティ契約または、キヤノン複写機賃貸借契約(その付帯契約が締結されている場合はこれを含み、以下「原契約」という)に以下、設定おまかせサポートサービスを加えることを次のとおり取り決めます。

【 契約明細表 】

1. 対象機械			
本体の製品名(機種)	C5735F	本体のシリアルNo(機番)	34-D 07024
2. 対象商品			
<input checked="" type="checkbox"/> 設定おまかせサポートサービス <input type="checkbox"/> プレプラス <input type="checkbox"/> リモートプラス <input type="checkbox"/> KG(キットギャランティ契約)用			2,000 円
<input type="checkbox"/> クライアントPC追加 追加PC <input type="checkbox"/> 10台まで <input type="checkbox"/> 20台まで <input type="checkbox"/> 30台まで			円
※対象商品のチェックボックス(□)にチェックして金額を記載ください。 ※クライアントPC追加のみの選択はできません。			運用サポート料金(月額) ※消費税等相当額別
			2,000 円
3. 対象パーソナルコンピュータ機器明細は、別途「システムカルテ」に明記			
4. サービス実施店は、原契約に同じ		7. 備考	
5. 契約開始日			
2022 年 2 月 24 日			
6. 支払条件KG(キットギャランティ契約)用			
支払方法	<input type="checkbox"/> 自動口座振替 (別途、預金口座振替依頼書をご提出ください)		
該当する支払条件に チェックしてください	<input type="checkbox"/> 銀行振込 (請求書に記載の口座にお振込ください) 料金の支払い日:請求書発行月の翌月 日まで		
請求書送付先	部署名		
	住所 〒		
			電話番号

上記以外については、裏面の契約条項記載のとおりとなります。

年 月 日

ご契約者(甲)所在地 姫路市安田四丁目1番尾
 会社名 姫路市議会 無所属
 代表者肩書・氏名 代表 今里朱美

キヤノン(乙)所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7番2
 会社名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 契約情報センター
 代表者肩書・氏名 センター所長

(キヤノン販売店)所在地 姫路市南条637
 株式会社 ベンハウス
 代表取締役 尾上大輔

<契約条項>

第1条(サービス・サポート業務の内容)

乙が実施するサービス・サポートの各業務(以下総称して「サービス・サポート業務」という)の内容は以下記載の「サポート・サービス仕様書」に定めるとおりとします。このうち、リモートプラスを選択された際に提供されるリモートサポートサービス(以下「リモートサポート」という)については、「リモートサポート利用規約」の定めも併せて適用されるものとします。

第2条(対象機械及び対象パーソナルコンピュータ)

本契約の対象機械は、契約明細表に記載の通りとし、対象パーソナルコンピュータ(以下「PC」と言う)機器は、システムカルナに記載のとおりとします。対象PCは、1台の対象機械に対して15台までとします。但し、契約明細表の対象商品にてクライアントPC追加を選択の場合はその数を含むものとします。また、システムカルナは、本契約締結時に対象PC機器の一覧及び、稼働時のハードウェア環境、ソフトウェア環境ならびに各種設定を記載するもので、その作成と保管はサービス実施店が行います。

第3条(適用除外)

次の各号に定める事項は、サービス・サポート業務の適用除外とします。

- ①対象PC機器その他ハードウェアの故障修理、ソフトウェアの障害復旧、対象PC機器が接続されているネットワークの障害復旧作業。
 - ②対象PC機器の設置(引取修理の場合の再設置を除く)、移動及び撤去作業。
 - ③対象PC機器の著しく不適切な使用、故意または過失、事故などおそれまたは第三者の責に帰すべき事由により生じた対象機器の故障または障害の修復。
 - ④乙への事前の届出なく、対象PC機器へのハードウェア及びソフトウェアの追加、変更、改造及びオペレーティングシステム(以下OS)の変更等がなされたことによる対象PC機器の故障または障害の修復作業。
 - ⑤対象PC機器を運用するにあたっての消耗品または付属品、異種連携用品及びそのサービス・サポート業務に関する機材の供給。
 - ⑥電力的ノイズ、電磁障害、電圧及び電流の不調、記録メディアの不具合、その他の外的要因による対象PC機器の故障または障害の修復。
 - ⑦天災地災その他不可抗力による対象PC機器の故障または障害の修復。
 - ⑧ハードウェアの障害監視及び、ソフトウェア等の障害監視作業、またバックアップジョブの実行作業。
 - ⑨甲のデータのバックアップ作業、バックアップデータの復元作業及び当該データが破損した場合の修復作業。
 - ⑩各種データの再インポート作業。
 - ⑪カメラマッピングのための作業。
 - ⑫AR/VRアプリケーションソフトに絡むる作業。
 - ⑬明細品類の交換(電池、バッテリパックなど)。
- 2) 前項の定めにかかわらず、乙が対応可能な場合において、甲の希望により乙が前項を号に定める事項を実施した場合、甲は、乙が定める料金を別途負担するものとします。

第4条(料金の加算)

甲は、本契約に基づくサービス・サポート業務の対象の追加に伴い、原契約に基づき算出される料金に加え、明細表に記載される対象商品の運用サポート料金およびこれに対する消費税等相当額を原契約に定める支払条件にて乙に支払うものとします。但し、原契約がネットギャンテナイ契約の場合は、契約明細表に定める支払条件にて乙に支払うものとします。

2) 初回の請求については、明細表記載の契約開始日から乙所定の請求手続完了後の乙指定日を、原契約に定める支払い条件に応じて、1ヶ月もしくは3ヶ月として運用サポート料金を計算するものとします。具体的な期間は、初回分の請求書に記載されるとおりとします。

第5条(契約の解除)

対象PC機器が、対象機械と同一サイト(拠点)で異なる場合は、乙は本契約の全部または一部の解除、中途解約その他適宜の措置をとることができるものとし、甲は予めこれを了解するものとします。

- 2) 乙は、甲が次の各号の一つにでも該当した場合、何らの催告なく通知のみで本契約及び原契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、期間の利益を喪失し、本契約に基づき乙に対して負う債権金額を直ちに乙に支払うものとします。
- ①保守料金またはそれに対する消費税等相当額の支払を遅滞したとき
 - ②滅失、金銭没収等申立があったとき、または第三者より盗用、仮差押、留置等の申立を受けたとき、その他債務の履行が困難であると判断されるとき
 - ③自ら撤退しもしくは引継いだり手形または小切手の不適切な受取等、支払停止状態に至ったとき
 - ④本契約条項の一つにでも違反したとき

第6条(先着事項)

乙は、対象機械及び対象PC機器の環境により、または電話等による受付対応を含むサービス・サポート業務の実施中に甲が対象機械及び対象PC機器を使用できないことに起因して甲に生じた直接または間接の損害について、一切責任を負わないものとします。

- 2) 対象機械及び対象PC機器に搭載されたデータのバックアップ責任は甲が負うものとし、乙はサービス・サポート業務を実施するにあたり納付したデータについて一切責任を負わないものとします。

第7条(有効期間)

本契約の有効期間は、明細表記載の契約開始日から12ヶ月間とし、期間満了の50日前までに甲または乙から文書による別段の意思がない限り本契約は同一条件で12ヶ月間更新されるものとし以後も同様とします。

- 2) 前項にかかわらず原契約が終了した場合本契約も終了するものとします。
- 3) 対象PC機器でメーカーサポートが終了しているOSやアプリケーションを搭載した機器および周辺機器がある場合、本契約の更新はできないものとします。但し、乙が認めた場合に限る。本契約の更新ができないものとします。
- 4) 明細表の対象商品でアップグレード及びそれに付随するクライアントPC追加等のオプションを選択された場合(既存の契約を変更した場合も含む。)、本契約の有効期間は明細表記載の契約開始日から24ヶ月間とし、その後の扱いについては、前項の定めに従うものとします。また、甲は、次条の定めにかかわらず明細表記載の契約開始日から12ヶ月間は本契約を解除できないものとします。
- 5) 甲は、前項の定めにかかわらず、本契約の解除を希望する場合は本契約の解除に伴い本契約が終了する場合は、乙所定の解約手数料を乙に支払うものとします。

第8条(中途解約)

甲および乙は、相手方に対して60日以上前までに文書をもって通知することにより、本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。

- 2) 前項の定めにかかわらず、乙は、機械の設置場所の変更により本契約の履行が困難になると判断した場合、甲に通知することにより、直ちに本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。
- 3) 本契約の全部または一部が解除または中途解約された場合、乙は、甲から受領した保守料金およびそれに対する消費税等相当額を甲に返還しないものとします。

第9条(その他)

本契約に定めのない事項については、当然に原契約の定めが適用されるものとし、本契約に定めのない明細については、原契約に定める定めが適用されるものとします。

<リモートサポート利用規約>

リモートサポートが提供される場合、本規約の定めに加え、以下の規約(以下「リモート規約」という)が適用されるものとします。

第1条(目的)

乙は、甲に対して、リモートサポートを提供する目的(以下「本目的」という)のために必要な運用サービスおよびソフトウェア(以下併せて「通信ツール」という)を提供するものとします。乙は、甲に対し、本目的に使用する目的のみ、通信ツールを使用することを許諾します。甲は、本目的以外の目的において通信ツールを使用することはできません。

- 2) 通信ツールにかかわらず乙または乙のライセンサーのいかなる知的財産権も、明示したものと表示したものとを問わず、本規約によって甲に譲渡あるいは許諾されるものではありません。また、通信ツールに係る権利および所有権は、乙または乙のライセンサーに帰属します。

第2条(制限)

甲は、再使用許諾、譲渡、販売、頒布、リースもしくは貸与その他の方法により、第三者に通信ツールを使用させることはできません。

- 2) 甲は、通信ツールの全部または一部を修正、改変、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリング等することはできません。また第三者にこのような行為をさせたりはなりません。

第3条(無限の責任-免責)

乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店のいずれも、リモートサポートに関して、商品性および特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示したものと黙示したものとを問わず一切しないものとします。

- 2) 乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店のいずれも、リモートサポートの使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益およびその他の偶発的または付随的な損害を含む)がこれらに限定されない限り、一切の責任を負わないものとします。たとえ、乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様となります。
- 3) 乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店のいずれも、リモートサポート、またはサービス・サポート業務の実施に起因または関連して甲と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。

第4条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が法律により無効であると決定された場合でも、その他の条項は完全に有効に存続するものとします。

以上

＜サポート・サービス仕様書＞

■メニュー ・設定おまかせサポートサービス ・設定おまかせサポートサービス リモートプラス ・設定おまかせサポートサービス プレプラス ・設定おまかせサポートサービス KG (キットギランティ契約) 用 ■オプション ○クライアントPC追加10台まで ○クライアントPC追加20台まで ○クライアントPC追加30台まで	<注意事項> 本体の機種によりメニュー選択不可場合があります。		
	■対象機種に対する以下に記載の設定作業の受付を行い、依頼作業に対して作業員の手記をいたします。		
	メニュー名称	サービス内容	備考
	1. プリンタドライバインストール	クライアントPCに対して、以下のユーティリティソフトのインストール作業を実施します。(対象となるソフトウェアによっては、対応できない場合があります) ①プリンタ、スキャナなどのドライバインストールおよび設定・動作確認。 ②プリンタのLPRソフトのインストールおよび設定・動作確認。 ③Device付属のユーティリティソフトインストール。	対象機種が IR-ADV7500, C5500, C3500, 8500, 6500, 4500 シリーズおよび C355F の場合、複合機本体に対して、無線 LAN 設定 (WiFi ルーターへの接続設定) を行います。
	2. FAX ドライバインストール	クライアント PC への FAX ドライバのインストール作業を実施します。 ① FAX ドライバインストールおよび設定・動作確認。	FAX 機能を有する複合機の場合、FAX ドライバを導入いたします。
	3. SEND 再設定 (PC 側共有フォルダ設定含む)	本体のデータ送信先となる PC 上の共有フォルダの変更/作成、および本体宛先表への編集作業を実施します。	
	4. 宛先設定/転送設定の追加/変更	以下の作業を実施します。 ①電子メール/ファクス/ファクス等の宛先表追加/変更。 ②受信ファクス転送設定の追加/変更。 ③リモートファクスの親機から子機への転送設定の追加/変更。 ④部門 ID の追加/変更。 ⑤ボックス (ユーザーボックス/FAX ボックス) の追加/変更。	
	5. 定期訪問による操作説明 1回/年	お客様のご要望により、基本的な簡易操作説明を30分程度行います。但し、操作マニュアル等の提供は御座りません。 ・IR-ADV 操作説明の内容は、①デバイス共通機能、②カスタムメニュー、③コピー機能、④ファクス機能、⑤スキャンして送信/保存機能、⑥保存ファイル、⑦プリント機能、⑧リモート UI 機能の中からご依頼があった機能を説明します。 ・IR の操作説明の内容は、①コピー機能、②ファクス機能、③デバイス共通機能、④プリント機能、⑤スキャン/SEND 機能、⑥リモート UI 機能の中からご依頼があった機能を説明します。	1回/年とさせていただきます。定期訪問とは、複合機の定期点検に伴う訪問を示します。KG 機は、定期訪問がないためお客様のご要望により1回/年までとします。追加のご要望がある場合は、営業まで相談して下さい。
	6. リモート UI による宛先表バックアップ確認、説明作業	お客様のご要望により、宛先表バックアップ確認と説明を定期訪問時に1回/年のみ実施します。	バックアップデータはお客様に保管して頂きます。定期訪問とは、複合機の定期点検に伴う訪問を示します。KG 機は、定期訪問がないためお客様のご要望により1回/年までとします。
	7. メインメニュー/カスタムメニュー変更	・メインメニュー画面の変更を実施します。 ①ボタン表示設定、指定された機能のショートカット登録、背景の追加/変更。 ・カスタムメニューへのボタン変更作業を実施します。 ① 共有ボタンの追加/変更、マイボタンの追加/変更。	対象機種が IR-ADV シリーズの場合適用となります。
	<BOX 機能あり> 8. アドバンスドボックスアカウント追加作成	アドバンスドボックスを使用する際のログインアカウントの追加作成作業を実施します。アカウントの追加作成には下記項目を設定します。 ① ユーザー名/パスワード/ユーザータイプ。	対象機種が IR-ADV シリーズ (C2000, C2200, C3300 シリーズおよび C350F を除く) の場合適用となります。
	<BOX 機能あり> 9. アドバンスドボックスフォルダ追加	アドバンスドボックスを使用する際のフォルダ追加作業を「共有スペース」や、「個人スペース」に対して実施します。	対象機種が IR-ADV シリーズ (C2000, C2200, C3300 シリーズおよび C350F を除く) の場合適用となります。
10. シンプルログインユーザー追加/変更	シンプルログインの設定、ユーザーの編集を行います。 ①ユーザー認証、シンプルログイン、ジョブの自動登録、強制留め置きの設定の追加/変更。 ②シンプルログイン設定サービス_設定依頼シート」を元に表示名、暗証番号、Eメールアドレス、アイコン (画像) の追加/変更。なおアイコンについては、お客様が準備されたデータ (写真など) の取り込みは行いません。	対象機種が IR-ADV7500, C5500, C3500, 8500, 6500, 4500 シリーズおよび C355F の場合適用となります。	
11. UA ユーザー追加/変更	ADV 本体で使用される UA ユーザーの追加/変更を CSV ファイルのインポートにて行います。 ① 「UA ユーザー_グループ設定シート」を元にグループ作成、グループアドレス帳の公開範囲設定の追加/変更。	対象機種が IR-ADV7500, C5500, C3500, 8500, 6500, 4500 シリーズおよび C355F の場合適用となります。	
<注意事項> ・サービス・サポート業務の実施は、原契約のサービス実施店が行います。 ・本機が接続されているネットワーク及びそれに付随するハードウェアの障害復旧は含みません。また、パソコンの OS、アプリケーションソフト、ドライバソフトの操作説明に関わる作業も含みません。本体は別途、原契約を締結している必要があります。 ・クライアント PC は、メーカーサポート中のクライアント OS (日本語) 搭載機のみで、かつ複合機と同一サイトにあるものが対象となります。 ・設定おまかせサポートの作業は、プレプラス選択時を除き、すべて契約加入時に事前に設定済 (例: プリンタドライバ、SEND 設定、宛先・転送設定、FAX ドライバなど) である事が前提となります。 ・PC 入替や追加設置に伴う共通設定作業項目や追加 option 設定作業項目の作業は、15台/年までとします。但し、クライアント追加オプションの契約がある場合その範囲までを対象とします。 ・お客様の使用環境や対象機種の機能により、設定ができないものもあります。 ・外付プリントサーバー、PSコントローラにつきましては、プリンタドライバインストール作業のみ対象となります。 ・対応は依頼を受けてから翌営業日以降となります。 ・対象の複合機が ImagePRESS C1, C1+, C1+, C1+, ImagePRESS C800, C700, C60 シリーズの場合、運用対象クライアント PC は Windows OS 搭載機のみとなります。 ・シンプルログインユーザー変更/追加及び UA ユーザー変更/追加サービスを適用する場合は、MFP 本体にシステム管理モードでログイン可能で、MFP 本体の Eメール設定が完了している、PC のネットワーク設定 (IP アドレス等の設定) が設定されている、利用する各所機能が正常に動作している、お客様の要件を定義した設定依頼シート (シンプルログイン設定サービス_設定依頼シート、UA ユーザー_グループ設定シート (CSV ファイル)) が記載されていることとします。 ・シンプルログインユーザー変更/追加サービスについて、ユーザー登録は PC からのジョブ投入後に作成されるユーザーに対して、「シンプルログイン設定サービス_設定依頼シート」を基に実施します。なお、各 PC からのジョブ投入についてはお客様作業となります。 ・IR-ADV8500, 6500 シリーズにて、UA ユーザー変更/追加サービス及び WiFi 設定変更サービスを適用する場合には、複合機本体のバージョンが Ver. 3.3 以降のものを対象とします。			

<サポート・サービス仕様書>

個別仕様	<p>■リモートプラス（共通仕様以下の内容が追加になります。）</p> <ul style="list-style-type: none">・リモートサポート・リモートにて複合機(IR-ADVシリーズ)の設定を支援します。・運用サポート対象PCの内ご指定の1台にリモートオペレーションビューアを導入いたします。・そのPCのWebブラウザにて、甲指定のIP上の接続先からリモートサポートサービス窓口とインターネットで接続し、複合機に対してリモートにて設定支援を実施いたします。・甲にてリモートサポートで対応不可能と判断される場合は従来どおりオンサイトにて対応いたします。・システムカルテ・本サポートサービス開始時にオンサイトにてお客様と対象機器を合意させていただきシステムカルテを作成いたします。・リモートサポートをご利用の場合、対象PCの内ご指定の1台にリモートオペレーションビューアを導入しリモートサポート窓口との疎通確認を行います。・また対応の複合機にリモートオペレーションキットを導入し疎通確認を行います。作成のシステムカルテを複写して一部はお客様にて保管いただき一部は甲にて保管いたします。 <p>■プレプラス（共通仕様以下の内容が追加になります。）</p> <p>対象機設置時に実施する以下の作業</p> <ul style="list-style-type: none">・SEND 設定（PC側共有フォルダ設定含む）、宛先設定/転送設定登録、メインメニュー/カスタムメニュー登録。・アドバンスドボックスセットアップ作業、アドバンスドボックスアカウント作成及びアドバンスドボックスフォルダ作成（アドバンスドボックス機能を有する対象機種の場合）。・シンプルログインユーザー登録、UAユーザー登録。 <p>■KG用（共通仕様以下の内容が変更になります。）</p> <p>キットギャランティ契約の機種に対応し、共通仕様の「定期訪問」を「お客様のご要望による1回/年までの訪問」と読み替えます。</p>
------	---

以下余白

キャノン保守サービス契約確認書

発行日 2022年03月08日
 契約NO [REDACTED]
 SEQ K001 (1 / 3)

下記内容にて契約をお受けいたします。

ご契約者(甲)		メンテナンスギョウザランティ (M.F.P.) (トナー込)	
住所	兵庫県姫路市安田4丁目1		
契約者名	姫路市議会 無所属 代表 今里 朱美	開始日	2022年 02月 24日 期間 12ヶ月 自動更新 適用 一律控除適用 切捨て
設置先名称	今里 朱美	請求先名称	今里 朱美
設置先住所	兵庫県姫路市安田4丁目1	請求先住所	兵庫県姫路市安田4丁目1
対象機器	IR-ADV5735F	電話番号	079-221-2048
機種	34D07024	開始カウンター値1	4,033
サービス実施店	株式会社ベバンハウス	カウンター控除率1	1.00%
設置先名称	今里 朱美	開始カウンター値2	3,821
設置先住所	兵庫県姫路市安田4丁目1	カウンター控除率2	1.00%
		開始カウンター値3	11,449
		カウンター控除率3	1.00%
		カウンター-教値確認日	毎月 15日
		ネットアイサービス実施に同意	する
		電話番号	079-221-2048

料金内容 (カウンター料金は1カウント当り)

【合算基本料金】 3,000円			
1. カラーコピー	1~	以上 8.00円	
2. カラープリント	1~	以上 8.00円	
3. フラック	1~	以上 0.80円	

対象付属機器・MEAP・付帯サービス等	機番	料金 (月額)	対象本体機番
IR-ADV (BOXあり) おまかせ料金		2,000円	34D07024
特約事項			

(乙) 東京都港区港南2-16-6
 キャノンマーケティングジャパン株式会社
 代表取締役社長 足立 正純

印紙税申告納付につきまは 後務承認済



設定おまかせサポートサービス追加に関する契約書

ご契約者様(以下「甲」という)とキヤノンマーケティングジャパン株式会社(以下「乙」という)とは、以下に記載の機械に関し甲乙間で締結したメンテナンスギャランティ契約、キットギャランティ契約または、キヤノン複写機賃貸借契約(その付帯契約が締結されている場合はこれを含み、以下「原契約」という)に以下、設定おまかせサポートサービスを加えることを次のとおり取り決めます。

【 契約明細表 】

1. 対象機械	
本体の製品名(機種)	IR-ADV5735P 本体のシリアルNo(機番) 34D07024
2. 対象商品	
<input checked="" type="checkbox"/> 設定おまかせサポートサービス <input type="checkbox"/> プレプラス <input type="checkbox"/> リモートプラス <input type="checkbox"/> KG(キットギャランティ契約)用 2,600 円 <input type="checkbox"/> クライアントPC追加 追加PC <input type="checkbox"/> 10台まで <input type="checkbox"/> 20台まで <input type="checkbox"/> 30台まで 円	
<small>※対象商品のチェックボックス(□)にチェックして金額を記載ください。 <small>※クライアントPC追加のみの選択はできません。</small> 運用サポート料金(月額) 円 <small>※消費税等相当額別</small> </small>	
3. 対象パーソナルコンピュータ機器詳細は、別途「システムカルテ」に明記	
4. サービス実施店は、原契約に同じ	7. 備考
5. 契約開始日	2021 年 9 月 2 日
6. 支払条件KG(キットギャランティ契約)用	
支払方法	<input type="checkbox"/> 自動口座振替 (別途、預金口座振替依頼書をご提出ください)
該当する支払条件に チェックしてください	<input type="checkbox"/> 銀行振込 (請求書に記載の口座にお振込ください) 料金の支払い日: 請求書発行月の翌月 _____ 日まで
請求書送付先	部署名 _____ 住所 〒 _____ 電話番号 _____

上記以外については、裏面の契約条項記載のとおりとなります。

2021 年 9 月 1 日

ご契約者(甲)所在地

会社名

代表者肩書・氏名

姫路市安田西丁目1番地
姫路市議会創政会
会長 今里朱美



キヤノン(乙)所在地

会社名

代表者肩書・氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7番2
キヤノンマーケティングジャパン株式会社
契約情報センター

センター所長



(キヤノン販売店)所在地

会社名

代表者肩書・氏名

姫路市南条637
株式会社ベンハウス
代表取締役 尾上大輔

<契約条項>

第1条(サービス・サポート業務の内容)

乙が実施するサービス・サポートの業務(以下総称して「サービス・サポート業務」という)の内容は以下記載の「サポート・サービス仕様書」に定めるとおりとします。このうち、リモートアクセスを選択された際に提供されるリモートサポートサービス(以下「リモートサポート」という)については、「リモートサポート利用規約」の定めも併せて適用されるものとします。

第2条(対象機械及び対象パーソナルコンピュータ機器)

本契約の対象機械は、契約明細表に記載の通りとし、対象パーソナルコンピュータ(以下「PC」と言う)機器は、システムカルテに記載のとおりとします。対象PCは、1台の対象機械に対して15台までとします。但し、契約明細表の対象商品にてクライアントPC追加を希望の場合はその旨を含むものとします。また、システムカルテは、本契約締結時に対象PC機器の一式及び、稼働時のハードウェア環境、ソフトウェア環境ならびに各種設定を記載するもので、その作成と保管はサービス実施店が行います。

第3条(適用除外)

次の各号に定める事項は、サービス・サポート業務の適用除外とします。

- ①対象PC機器その他ハードウェアの故障修理、ソフトウェアの障害復旧、対象PC機器が接続されているネットワークの障害復旧作業。
- ②対象PC機器の設置(引取修理の場合の再設置を除く)、移動及び撤去作業。
- ③対象PC機器の著しく不適切な使用、故意または過失、事故などおそれまたは第三者の責に帰すべき事由により生じた対象機器の故障または障害の修復。
- ④乙への事前の届けなく、対象PC機器へのハードウェア及びソフトウェアの追加、変更、改定及びオペレーティングシステム(以下OS)の変更等がなされたことによる対象PC機器の故障または障害の修復作業。
- ⑤対象PC機器を運用するにあたっての消耗品または付属品、機器付属用品及びその他サービス・サポート業務に要する機材の供給。
- ⑥電気的ノイズ、温度湿度、電源及び空調の不調、記録メディアの不具合、その他外的要因による対象PC機器の故障または障害の修復。
- ⑦天災地震その他不可抗力による対象PC機器の故障または障害の修復。
- ⑧ハードウェアの障害復旧及び、ソフトウェア等の障害復旧作業、またバックアップデータの復旧作業。
- ⑨甲のデータのバックアップ作業、バックアップデータの復旧作業及び当該データが破損した場合の修復作業。
- ⑩各種データの移行/インポート作業。
- ⑪カラーマッチングのための作業。
- ⑫ICPアプリケーションソフトに属する作業。
- ⑬消耗品類の交換(電池、バッテリー/バッカ等)。

2) 前項の定めにかかわらず、乙が対応可能な場合において、甲の希望により乙が前項各号に定める事項を実施した場合、甲は、乙が定める料金を別途負担するものとします。

第4条(料金の加算)

甲は、本契約に基づくサービス・サポート業務の対象の追加に伴い、原契約に基づき算出される料金に加え、明細表に記載される対象商品の適用サポート料金およびこれに対する消費税等相当額を原契約に定める支払条件にて乙に支払うものとします。但し、原契約がネットギャンティ契約の場合は、契約明細表に定める支払条件にて乙に支払うものとします。

2) 初期の請求については、明細表記載の契約開始日から乙所定の支払手続完了後の乙指定日を、原契約に定める支払条件に応じて、1ヶ月もしくは3ヶ月として適用サポート料金を計算するものとします。具体的な期間は、初期分の請求書に記載されるとおりとします。

第5条(契約の解除)

対象PC機器が、対象機械と同一サイト(拠点)で無くなる場合は、乙は本契約の全部または一部を解除、中途解約その他適宜の措置をとることができるものとし、甲は予めこれを了解するものとします。

2) 乙は、甲が次の各号の一つにでも該当した場合、何らの催告なく通知のみで本契約及び原契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、期限の利益を喪失し、本契約に基づき乙に対して負う債務全額を直ちに乙に支払うものとします。

- ①保守料金はそれぞれに対する消費税等相当額を支払ったとき
- ②債権、債権譲渡開始等の申立があったとき、または第三者より差押、仮差押、競売等の申立を受けたとき、その権限の履行が困難であると判断されるとき
- ③直ら届出もしくは引受けられた手形または小切手の不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき
- ④本契約条項の一つにでも違反したとき

第6条(免責事項)

乙は、対象機械及び対象PC機器の運搬により、または電話等による受付対応を含むサービス・サポート業務の実施中に甲が対象機械及び対象PC機器を使用できないことに起因して甲に生じた直接または間接の損害について、一切責任を負わないものとします。

2) 対象機械及び対象PC機器に蓄積されたデータのバックアップ責任は甲が負うものとし、乙はサービス・サポート業務を実施するにあたり損失したデータについて一切責任を負わないものとします。

第7条(有効期間)

本契約の有効期間は、明細表記載の契約開始日から12か月間とし、期間満了の60日前までに甲または乙から文書による別段の意思がない限り本契約は同一条件で12か月間更新されるものとし以後も同様とします。

- 2) 前項にかかわらず原契約が終了した場合本契約も終了するものとします。
- 3) 対象PC機器でメーカーサポートが終了している、OSやアプリケーションをインストールした機器および周辺機器がある場合、本契約の更新はできないものとします。但し、乙が認めた場合に限り、本契約の更新ができるものとします。
- 4) 明細表の対象商品でプレパス及びそれに付随するクライアントPC追加等のオプションを選択された場合(既存の契約を変更した場合も含む。)は、本条第1項の定めにかかわらず、本契約の有効期間は明細表記載の契約開始日から24か月間とし、その後の扱いについては、前項の定めに関するものとします。また、甲は、決裁の定めにかかわらず期間要約の契約開始日から24か月間は本契約を解除できないものとします。
- 5) 甲は、前項の定めにかかわらず、本契約の解除を希望する場合は本契約の失効に伴い本契約が終了する場合は、乙所定の解約手続を乙に支払うものとします。

第8条(中途解約)

甲および乙は、相手方に対して60日以上前に文書をもって通知することにより、本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。

- 2) 前項の定めにかかわらず、乙は、機械の故障場所の異変により本契約の継続が困難になると判断した場合、甲に通知することにより、直ちに本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。
- 3) 本契約の全部または一部が解除または中途解約された場合、乙は、甲から支払った保守料金をそれぞれに対する消費税等相当額を甲に返還しないものとします。

第9条(その他)

本契約に定めのない事項については、当然に原契約の定めが適用されるものとし、本契約に定めのない用語については、原契約に定める定義が適用されるものとします。

<リモートサポート利用規約>

リモートサポートが提供される場合、本規約の定めに加え、以下の規約(以下「リモート規約」という)が適用されるものとします。

第1条(目的)

乙は、甲に対して、リモートサポートを提供する目的(以下「本目的」という)のために必要な遠隔サービスおよびソフトウェア(以下併せて「遠隔ツール」という)を提供するものとします。乙は、甲に対し、本目的に使用する目的で、遠隔ツールを使用することを許諾します。甲は、本目的以外の目的において遠隔ツールを使用することはできません。遠隔ツールにかかわる乙または乙のライセンサーのいかなる知的財産権も、明示したと表示されず、本規約によって甲に譲渡あるいは許諾されるものではありません。また、遠隔ツールに係る知照および所有権は、乙または乙のライセンサーに帰属します。

第2条(制限)

甲は、再使用許諾、複製、販売、譲渡、リースもしくは貸与その他の方法により、第三者に遠隔ツールを使用させることはできません。

2) 甲は、遠隔ツールの全部または一部を修正、変更、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリング等することはできません。また第三者にこのような行為をさせてはなりません。

第3条(保証の否認・免責)

乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店のいずれも、リモートサポートに関して、商品性および管理の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示したと表示したと表示したと問わず一切しないものとします。

- 2) 乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店のいずれも、リモートサポートの使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益およびその他の偶発的または付随的な損害を含む)がこれらに限定されない全ての損害を賠償します。について、適用法で認められる限り、一切の責任を負わないものとします。たとえ、乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様となります。
- 3) 乙、乙の子会社、乙の関連会社、サービス実施店ならびにそれらの販売代理店または販売店のいずれも、リモートサポート、またはサービス・サポート業務の実施に起因または関連して甲と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。

第4条(分権可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が法律により無効であると決定された場合でも、その他の条項は完全に有効に存続するものとします。

以上

＜サポート・サービス仕様書＞

メニュー	サービス内容	備考
<p>■メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定おまかせサポートサービス ・設定おまかせサポートサービス リモートプラス ・設定おまかせサポートサービス プレプラス ・設定おまかせサポートサービス KG (キットギャランティ契約) 用 <p>■オプション</p> <p>○クライアント PC 追加 10 台まで ○クライアント PC 追加 20 台まで ○クライアント PC 追加 30 台まで</p>		
<p>■対象機種に対する以下に記載の設定作業の受付を行い、依頼作業に対して作業員の手配をいたします。</p>		
メニュー名称	サービス内容	備考
1. プリンタドライバインストール	<p>クライアント PC に対して、以下のユーティリティソフトのインストール作業を実施します。(対象となるソフトウェアによっては、対応できない場合があります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プリンタ、スキャナなどのドライバインストールおよび設定・動作確認。 ② プリンタの LPR ソフトのインストールおよび設定・動作確認。 ③ Device 付属のユーティリティソフトインストール。 	<p>対象機種が iR-ADVC7500, C5500, C3500, 8500, 6500, 4500 シリーズおよび C355F の場合、複合機本体に対して、無線 LAN 設定 (WIFI ルータへの接続設定) を行います。</p>
2. FAX ドライバインストール	<p>クライアント PC への FAX ドライバのインストール作業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① FAX ドライバインストールおよび設定・動作確認。 	<p>FAX 機能を有する複合機の場合、FAX ドライバをインストールいたします。</p>
3. SEND 再設定 (PC 側共有フォルダ設定含む)	<p>本体のデータ送信先となる PC 上の共有フォルダの変更/作成、および本体宛先表への編集作業を実施します。</p>	
4. 宛先設定/転送設定の追加/変更	<p>以下の作業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電子メール/ファクス/I フاكスの宛先表追加/変更。 ② 受信ファクス転送設定の追加/変更。 ③ リモートファクスの製機から子機への転送設定の追加/変更。 ④ 部門 ID の追加/変更。 ⑤ ボックス (ユーザーボックス/FAX ボックス) の追加/変更。 	
5. 定期訪問による操作説明 1回/年	<p>お客様のご要望により、基本的な簡易操作説明を 30 分程度行います。但し、操作マニュアル等の提供は御座いません。</p> <p>・iR-ADV 操作説明の内容は、① アドバンス機能、② カスタムメニュー、③ コピー機能、④ ファクス機能、⑤ スキャンして送信/保存機能、⑥ 保存ファイル、⑦ プリント機能、⑧ リモート UI 機能の中からご依頼があった機能を説明します。</p> <p>・iR の操作説明の内容は、① コピー機能、② ファクス機能、③ アドバンス共通機能、④ プリント機能、⑤ スキャン/SEND 機能、⑥ リモート UI 機能の中からご依頼があった機能を説明します。</p>	<p>1 回/年とさせていただきます。定期訪問とは、複合機の定期点検に伴う訪問を示します。KG 機は、定期訪問がないためお客様のご要望により 1 回/年までとします。追加のご要望がある場合は、営業まで相談して下さい。</p>
6. リモート UI による宛先表バックアップ確認、説明作業	<p>お客様のご要望により、宛先表バックアップ確認と説明を定期訪問時に 1 回/年のみ実施します。</p>	<p>バックアップデータはお客様に保管して頂きます。定期訪問とは、複合機の定期点検に伴う訪問を示します。KG 機は、定期訪問がないためお客様のご要望により 1 回/年までとします。</p>
7. メインメニュー/カスタムメニュー変更	<p>・メインメニュー画面の変更を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボタン表示設定、指定されたファンクションのショートカット登録、背景の追加/変更。 ・カスタムメニューへのボタン変更作業を実施します。 ① 共有ボタンの追加/変更、マイボタンの追加/変更。 	<p>対象機種が iR-ADV シリーズの場合適用となります。</p>
＜BOX 機能あり＞ 8. アドバンスドボックスアカウント追加作成	<p>アドバンスドボックスを使用する際のログインアカウントの追加作成作業を実施します。アカウントの追加作成には下記項目を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユーザー名/パスワード/ユーザータイプ。 	<p>対象機種が iR-ADV シリーズ (C2000, C2200, C3300 シリーズおよび C350F を除く) の場合適用となります。</p>
＜BOX 機能あり＞ 9. アドバンスドボックスフォルダ追加	<p>アドバンスドボックスを使用する際のフォルダ追加作業を「共有スペース」や、「個人スペース」に対して実施します。</p>	<p>対象機種が iR-ADV シリーズ (C2000, C2200, C3300 シリーズおよび C350F を除く) の場合適用となります。</p>
10. シンプルログインユーザー追加/変更	<p>シンプルログインの設定、ユーザーの編集を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユーザー登録、シンプルログイン、ジョブの自動登録、強制留め置きの設定の追加/変更。 ② シンプルログイン設定サービス「設定依頼シート」を元に表示名、暗証番号、Eメールアドレス、アイコン (画像) の追加/変更。なおアイコンについては、お客様が準備されたデータ (写真など) の取り込みは行いません。 	<p>対象機種が iR-ADVC7500, C5500, C3500, 8500, 6500, 4500 シリーズおよび C355F の場合適用となります。</p>
11. UA ユーザー追加/変更	<p>ADV 本体で使用される UA ユーザーの追加/変更を CSV ファイルのインポートにて行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① [UA ユーザーグループ設定シート] を元にグループ作成、グループアドレス帳の公開範囲設定の追加/変更。 	<p>対象機種が iR-ADVC7500, C5500, C3500, 8500, 6500, 4500 シリーズおよび C355F の場合適用となります。</p>
<p>＜注意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス・サポート業務の実施は、原契約のサービス実施店が行います。 ・本機が接続されているネットワーク及びそれに付随するハードウェアの障害復旧は含みません。また、パソコンの OS、アプリケーションソフト、ドライバソフトの操作説明に関わる作業も含みません。本機は別途、原契約を締結している必要があります。 ・クライアント PC は、メーカーサポート中のクライアント OS (日本語) 搭載機のみで、かつ複合機と同一サイトにあるものが対象となります。 ・設定おまかせサポートの作業は、プレプラス選択時を除き、すべて契約加入時に事前に設定済 (例: プリンタドライバ、SEND 設定、宛先・転送設定、FAX ドライバなど) である事が前提となります。 ・PC 入替や追加設置に伴う共通設定作業項目や追加 option 設定作業項目の作業は、15 台/年までとします。但し、クライアント追加オプションの契約がある場合その範囲までを対象とします。 ・お客様の使用環境や対象機種の機能により、設定ができないものもあります。 ・外付プリントサーバー、PS コントロールにつきましては、プリンタドライバインストール作業のみ対象となります。 ・対応は依頼を受けてから翌営業日以降となります。 ・対象の複合機が imagePRESS C1, C1+, C1+II, imagePRESS C800, C700, C60 シリーズの場合、運用対象クライアント PC は Windows OS 搭載機のみとなります。 ・シンプルログインユーザー変更/追加及び UA ユーザー変更/追加サービスを利用する場合は、MFP 本体にシステム管理モードでログイン可能で、MFP 本体の Eメール設定が完了している、PC のネットワーク設定 (IP アドレス等の設定) が設定されている、利用する各所機能が正常に動作している、お客様の要件を定義した設定依頼シート (シンプルログイン設定サービス「設定依頼シート」、UA ユーザーグループ設定シート (CSV ファイル)) が記載されていることとします。 ・シンプルログインユーザー変更/追加サービスについて、ユーザー登録は PC からのジョブ投入後に作成されるユーザーに対して、「シンプルログイン設定サービス「設定依頼シート」」を添付して実施します。なお、各 PC からのジョブ投入についてはお客様作業となります。 ・iR-ADV8500, 6500 シリーズにて、UA ユーザー変更/追加サービス及び WIFI 設定変更サービスを適用する場合には、複合機本体のバージョンが Ver.3.3 以降のものを対象とします。 		

<サポート・サービス仕様書>

個別仕様	<p>■リモートプラス（共通仕様以下の内容が追加になります。）</p> <ul style="list-style-type: none">・リモートサポートリモートにて複合機(IR-ADVシリーズ)の設定を支援します。運用サポート対象PCの内ご指定の1台にリモートオペレーションビューアを導入いたします。そのPCのWebブラウザにて、甲指定のIP上の接続先からリモートサポートサービス窓口とインターネットで接続し、複合機に対してリモートにて設定支援を実施いたします。甲にてリモートサポートで対応不可能と判断される場合は従来どおりオンサイトにて対応いたします。・システムカルテ本サポートサービス開始時にオンサイトにてお客様と対象機器を合意させていただきシステムカルテを作成いたします。リモートサポートをご利用の場合、対象PCの内ご指定の1台にリモートオペレーションビューアを導入しリモートサポート窓口との疎通確認を行います。また対応の複合機にリモートオペレーションキットを導入し疎通確認を行います。作成のシステムカルテを複製して一部はお客様にて保管いただき一部は甲にて保管いたします。 <p>■プレプラス（共通仕様以下の内容が追加になります。）</p> <p>対象機接続設置時に実施する以下の作業</p> <ul style="list-style-type: none">・SEND設定（PC側共有フォルダ設定含む）、宛先設定/転送設定登録、メインメニュー/カスタムメニュー登録。・アドバンスドボックスセットアップ作業、アドバンスドボックスアカウント作成及びアドバンスドボックスフォルダ作成（アドバンスドボックス機能を有する対象機の場合）。・シンプルログインユーザー登録、UAユーザー登録。 <p>■KG用（共通仕様以下の内容が変更になります。）</p> <p>ネットギャランティ契約の機種に対応し、共通仕様の「定期訪問」を「お客様のご要望による1回/年までの訪問」と読み替えます。</p>
------	--

以下余白

キャノン保守サービス契約確認

発行日 2021年09月07日
 契約NO XXXXXXXXXX
 SEQ K001 (1 / 3)

下記内容にて契約をお受けいたします。

ご契約者(甲)	
住所 兵庫県姫路市安田4丁目1	契約の種別 メンテナンスギャンランティ (MFP) (トナー込)
契約者名 姫路市議会 創政会	開始日 2021年 09 月 02 日 期間 12 ヶ月 自動更新 適用 一律除適用 切捨て
請求先住所 兵庫県姫路市安田4丁目1	請求先名称 姫路市議会 創政会
電話番号 079-221-2048	お支払方法 自動振替
開始カウンター値 1. 10 2. 10 3. 30	カウンター数値確認月の翌月 21 日支払
機種 34D07024	カウンター控除率 1. 1.00 % 2. 1.00 % 3. 1.00 %
サービス実施店 株式会社ベンハウス	カウンター数値確認日 毎月 15 日
設置先名称 姫路市議会 創政会	ネットアイサービス実施に同意 する
設置先住所 兵庫県姫路市安田4丁目1	電話番号 079-221-2048
料金内容 (カウンター料金は1カウント当り)	
【合算基本料金】 3,000円	
1. カラーコピー 1~ 以上 8.00円	3. ブラック 1~ 以上 0.80円
2. カラープリント 1~ 以上 8.00円	
料金 (月額) 対象本体機番 機番 2,000円 34D07024	
対象付属機器・MEAP・付帯サービス等 iR-ADV (BOXあり) おまかせ料金	
特約事項	
(乙) 東京都港区港南2-16-6 キャノンマーケティングジャパン株式会社 代表取締役社長 足立 正親	

印紙税申告
付につき
税務署へ
送付

政務活動費支出書

会 派 名	無所属	令和5年5月23日 発行
代 表 者	今里 朱美	令和5年度
経 理 責 任 者	今里 朱美	科 目 運営事務費

下記の金額を支出する。

金 額												¥	5	5	0	0
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領いたしました。

令和5年5月23日

受領者 住所 姫路市安田四丁目1番地

氏 名 今里 朱美

内 訳

複合機チャージ料(4月分)

借受台帳、リース契約書はNo7に添付

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

2023年04月17日

今里 朱美 御中

キヤノンマーケティングジャパン

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2023年05月23日
お引落口座：[Redacted]

お客様番号	:	[Redacted]
請求書No.	:	[Redacted]
締日	:	2023年04月分
ご請求額（税込）	:	¥5,500-

契約書No.	[Redacted]	設置先名	今里 朱美	請求期間	2023/03/15~2023/04/14	伝票No.	[Redacted]
製品名	IR-ADVC5735F	シリアルNo.	34D07024	今回値	7,903	前回値	7,845
				控除数	0	ご使用数	58
					13,914		147
					22,202		860
品名	カウンター保守料金	合算基本料金	IR-ADVC5735F	数量・月数	1	単価	3,000
	IR-ADV (BOXあり) おまかせ料金		34D07024		1		2,000
<各種サービス料金合計>						料金合計 (税抜)	5,000
						(10%対象)	5,000
						消費税等	500
						ご請求額合計	5,500

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / L...一部ご入金済

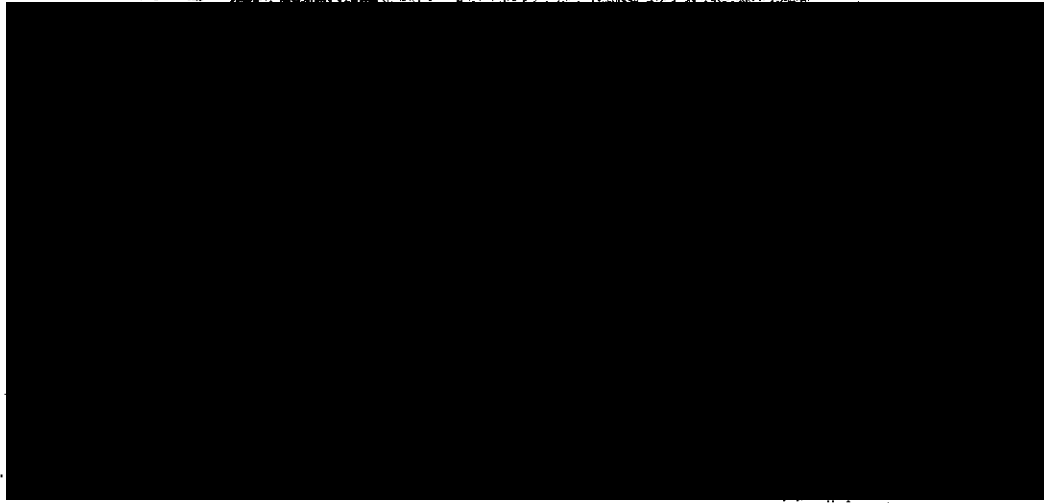


普通預金兼お借入れ明細



*取引残高の「-」は貸越残高を表示します。

年 月 日



16 D 5- 5-23



5,500 (千円)



17
18
19
20
21
22
23
24

※ 証券類のご入金の場合は摘要欄に「他券」「取立」等と日付を表示します。
 その払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。ただし一部のものにつ
 いては営業時間後になるものもありますのであらかじめご了承ください。
 ※ 摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「* *」のついたお取引については、後日
 再記載いたします。